

生産性向上を実現する行政手続コストの削減



2018年6月25日

一般社団法人 日本経済団体連合会

－ 本日の内容 －

1. 基本的な考え方
2. 基本計画（改定版）への意見

① 営業の許可・認可



⑤ 従業員の労務管理



② 社会保険



⑥ 就労証明書



③ 国税・地方税



⑦ 行政への入札・契約



④ 調査・統計



1. 基本的な考え方

- ① Society 5.0の実現に向けては、行政のデジタル化が不可欠
- ② 経団連は 3 原則に基づく「行政サービスの100%デジタル化」を支持

・デジタルファースト／・ワンスオンリー／・コネクテッド・ワンストップ

- ③ 政府横断／国・地方自治体を通じた 3 原則の徹底 を重視
- ④ 政府が検討を進める「**デジタルファースト法案**」の早期提出に期待
- ⑤ 「デジタル・ガバメント」の実現は、わが国の今後の成長に必要不可欠
- ⑥ 実現に向けた取り組みを通じて、官民の行政手続コストも大きく削減

2. 基本計画（改定版）への意見

2 – ①. 営業の許可・認可（その1）



【総論】

- 食品衛生法に基づく営業許可の申請等の手続について、厚労省が全国統一システムの構築を打ち出したことを高く評価◎
- 各省庁の基本計画に盛り込まれた優良事例の国・地方自治体への横展開を強く期待

【各論】（企業から寄せられた意見）

1. ワンスオンリーのさらなる推進

- 建設業の変更の届出について、企業は役員や社員の必要情報に関する多数の添付書類を行政に提出
⇒ ①登記されていないことの証明書 ②身分証明書 ③住民票 ④健康保険被保険者証 の提出を省略可能とすべき
- 放送区域の変更がある都度、事業者は全ての提供区域に関する住所情報（町丁目単位）を書面およびデータで提出
⇒ 放送区域の拡大に伴う変更登録に際して、住所情報の変更箇所のみデータ提出を可能とすべき

2. 手続のオンライン化・ワンストップ化 <デジタルファースト> <ワンストップ>

- 医薬品の卸売販売業、高度管理医療機器等販売業の許可・変更等の手続について、各自治体で書類様式や手順が異なる
⇒ 各手続における申請書類の様式を統一するとともに、オンライン・ワンストップでの申請を可能とすべき
- 貸金業法の変更届出にあたり、協会支部と財務事務所が書面を二重で確認 * 貸金協会会員の場合
⇒ 届出のオンライン化を進めるとともに、マイナンバー制度の活用により添付書類を削減すべき

3. 自治体ごとに異なる手続の統一 <書式・様式の統一> <ワンストップ>

- 都道府県知事等への屋外広告業の登録に際して、自治体ごとに申請書類の様式や確認書類の内容が異なる
⇒ 答申に基づき申請・確認書類を適切に見直すとともに、一か所への登録で事業の全国展開を可能とすることも検討すべき

2 – ①. 営業の許可・認可（その2）



【各論】（企業から寄せられた意見・続き）

4. 手続の必要性の見直し（BPR）

- 保険業法に基づく届出事項に、必ずしも事前届出の必要性が高くないと思われる事項が存在
⇒ 子会社の住所変更や特殊関係者の業務の内容変更等について、事前届出の必要性を再検討できないか

5. その他

- 登録一般放送事業者と届出一般放送事業者との間で登録・届出内容の変更に際しての取り扱いに不合理な差異が存在
⇒ 登録一般放送事業者に適用される「軽微な変更」による事後の届出について、届出一般放送事業者にも適用すべき
- 建設業法に基づく財務諸表の様式が会社法のもの異なるため、建設業の許可を受けた企業には様式変換コストが発生
⇒ 行政側に必要な情報は提出することを前提に、会社法で定める様式の財務諸表で代用可能とすべき

2－②. 社会保険（その1）



【総論】

- デジタル化3原則に沿って基本計画が策定・改定されたことを高く評価◎
- 電子申請の義務化（2020年度）への円滑な対応に向けて、企業との十分な対話や余裕を持ったスケジュール公表が不可欠

【各論】（企業から寄せられた意見）

1. 電子申請の利便性向上〈デジタルファースト〉

- 雇用保険手続の（電子）申請における添付書類（賃金台帳・出勤簿等）の提出省略の判断が労働局ごとに異なる
⇒ 照合省略の判断基準を統一するとともに、一定の条件のもとで、企業単位での照合省略の認定制度を検討すべき
- 電子申請の受理結果がPDF等の画像データの場合、社内システムへの取り込みや保管が困難
⇒ 雇用保険に関する手続の返戻データをXML形式等にするるとともに、社内番号等を付したまま申請・返戻可能とすべき
- 離職票交付の電子申請後の返戻文書にリーフレット等の大量のPDFファイルが添付され、事業者のシステム容量を圧迫
⇒ 手続1件ごとにリーフレットを添付せず、厚労省のウェブサイトにもとめて掲載する等の対応とすべき
- 電子申請の義務化等や税・社会保険オンライン・ワンストップの実施にあたり、企業の組織形態を踏まえた対応が重要
⇒ シェアードサービス会社の電子申請のあり方や企業内の委任のあり方を官民で議論することが必要
- 行政において、紙媒体での手続と比較して電子申請を通じた手続の処理に時間を要している
⇒ 厚労省の基本計画に基づき、電子申請の優先処理を早期に実現すべき

2. 行政側の担当窓口の統一〈ワンストップ〉

- 電子申請により全国の事業所の雇用保険届出が本社で可能だが、照会先が全国のHWに分散しては効率化は進まず
⇒ 全国に事業所をもつ企業については、行政の担当窓口（労基署・ハローワーク）を一か所とすることを検討すべき

2 – ②. 社会保険（その2）



【各論】（企業から寄せられた意見・続き）

3. 行政機関間の情報連携<ワンズオンリー>

- 健康保険組合の情報照会にJ-LISを使用しない旨の要請が行われるとともに、実際の情報取得に長期を要する
⇒ 利用上の制約である厚労省の要請を見直すとともに、健保組合の情報取得にかかるリードタイムを短縮すべき
- マイナンバーと基礎年金番号の紐付けに失敗した場合、日本年金機構は当該被保険者のマイナンバー提供を企業に依頼
⇒ 当該従業員の本人確認情報を確実に把握している市区町村と日本年金機構の情報連携で対応すべき
- 行政機関間の情報連携で削減できる手続や添付書類（写し）が数多く存在
⇒ 第3号被保険者住所変更届／第3号被保険者扶養配偶者非該当届／ローマ字氏名届
⇒ 育児休業給付金申請（受取金融機関の通帳、保育園入所不承諾通知）／高年齢雇用継続給付金申請（運転免許証か住民票）

4. その他

- 厚生年金保険の届出様式の多くが改訂となったが、日本年金機構のウェブサイトにはPDF版しか掲載されていないものが存在
⇒ PDF版の様式では手書きでの対応を余儀なくされるため、早急に新様式のエクセル版をウェブサイトに掲載すべき

2 – ③. 国税・地方税



【総論】

- 基本計画をふまえ、30年度税制改正において利便性向上に向けた多くの施策を実現しており高く評価◎
- 電子申告の開始等に向け事業者が万全な準備を行うため、早期に各種標準フォームやガイダンスの公表等を行う必要
- 税務手続電子化の更なる推進に向け、事業者のニーズをふまえ、国・地方それぞれICT化等の進展に応じた改正に期待

【各論】（企業から寄せられた意見）

1. ワンスオンリーの一層の推進

○ 法人の異動情報の共有・一括送信（国税・地方税）

例：連結親法人の所轄税務署への提出により連結子法人所轄税務署及び関係地方自治体に自動連携

○ 国・地方の申告情報の共有（国税・地方税）

例：国税の更正に伴う地方税の修正申告の自動計算化、国税の更正請求や予定申告不要法人に関する情報の国から地方自治体への共有

○ 重複記載の解消（国税）

例：別表十七(四)とローカルファイル・別表十七(三)との重複、会社事業概況書における当期業績の概要と財務諸表との重複の解消 など

○ 共同収納制度の拡充（地方税）

例：税目の拡充（固定資産税・利子割・配当割・譲渡所得割）、還付や加算金・延滞金の対象化 など

2. その他

○ 事業者負担の軽減に資する地方税の様式統一及び電子化（地方税）

例：固定資産税の納税通知書・課税明細書・名寄帳、個人住民税特別徴収税額通知 など

○ eLTAXのさらなる利便性向上（地方税）

例：利用IDの一法人複数所有の容認、源泉徴収票の送信確認の同システム内完結

源泉徴収票の本店等一括提出を行う場合の合計表付表の提出可能化 など



【総論】

- 「統計改革推進会議最終取りまとめ」に基づき、オンライン調査の導入等が各基本計画に盛り込まれたことを評価◎
- 基本計画の内容を着実に実施するとともに、省庁横断的な課題（類似調査の集約等）にも取り組むことが今後の課題

【各論】（企業から寄せられた意見）

1. 類似調査の集約・共通調査項目の一本化<ワンスオンリー>

- 「職種別民間給与実態調査」と「賃金構造基本統計調査」との間で標本事業所の調整に努める旨が基本計画に記載
⇒ さらに進めて、「民間給与実態統計調査」も加えた3つの調査の集約や共通調査項目の一本化を検討すべき

2. 大規模調査におけるコスト削減の実施

- 経団連要望の「経済センサス」「工業統計調査」「商業統計調査」「法人土地・建物基本調査」が各基本計画に反映！
⇒ 各基本計画に沿って報告者のコスト削減が実施されるよう、フォローアップを行うことが重要

3. 本分野の対象外である「情報提供に対する協力」のコスト削減<デジタルファースト> <ワンスオンリー> <ワンストップ>

- 下請事業者との取引に関する調査手続
⇒ ① 前年からの設問の変更点を明示するとともに、変更点のみの記載を認めること
② 電子ファイルでの提出を可能とすること
③ 法人番号の活用により、回答企業や下請事業者に関する基本情報の記載を省略すること 等
- エネルギー使用の合理化に関する法律と地球温暖化対策推進法・地球温暖化防止条例に基づく報告
⇒ 経済産業省の基本計画（営業の許認可）を踏まえ、記載項目の統一や提出先の本一本化を検討すべき

2 – ⑤. 従業員の労務管理



【総論】

- 労働基準法に基づく手続に関して、電子申請の利用勧奨や利便性向上が盛り込まれたことはデジタルファーストへの第一歩
- 労災保険の特別加入（海外派遣者）に関する手続のうち、「海外派遣に関する報告書」の廃止を決定したことを評価◎
- 労基法改正に伴う制度変更（時間外労働の上限規制の導入）も踏まえ、企業のコスト削減に向けた総合的な取り組みを期待

【各論】（企業から寄せられた意見）

1. 提出書類のさらなる削減＜ワンスオンリー＞

- 労災保険の特別加入に関して、「特別加入に関する変更届・特別加入脱退申請書」と同じ情報を提出させる手続が存在
⇒ 「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」「特別加入保険算定基礎額特例計算対象者内訳」を廃止すべき
- 国民は住所変更の際に役所に手続を行うにも関わらず、労災保険の受給者の住所変更時には労基署に手続を実施
⇒ マイナンバー制度を活用した情報連携により、労災保険の受給者の住所変更手続を省略可能とすべき

2. 本社一括届出における事業場数の拡大＜ワンストップ＞

- 就業規則や36協定は本社を管轄する労基署への一括届出が可能だが、手続対象は最大50事業場までに限定
⇒ 現行システムでは事業場数の多い企業は手続を実施できないため、一括届出が可能な事業場数の拡大を検討すべき

3. 手続の電子化の推進＜デジタルファースト＞

- 労災保険の特別加入に関する提出書類は、① 1枚に記入できる加入者が少ない ② 手書きを前提とした書式を採用
⇒ 企業が書類を印刷して提出しなくて済むよう、一度に多数の海外赴任者の手続を電子的に可能な書式に改訂すべき

2 - ⑥. 就労証明書



【総論】

- 関係省庁が標準的様式を策定し、30%の事業者コストの削減に向けて地方自治体の利用促進に努めていることを評価◎
- 標準的様式の普及促進を継続するとともに、一連の手続きを電子的に完結できるようにすることが今後の検討課題

【各論】（企業から寄せられた意見）

1. 標準的様式の使用義務化〈書式・様式の統一〉

- 関係省庁の調査では、約半数の地方自治体が「活用するか検討中」と回答 ⇒ 大手企業の負担軽減には義務化が必要

2. 各自治体による「独自項目」記入欄追加の不許可〈書式・様式の統一〉

- 自治体が独自で記入欄を追加すれば書類の自動作成が困難 ⇒ 独自項目の追加は不許可とすべき

* やむを得ず独自項目が必要な場合は「備考欄」への追加で対応とすべき

3. 追加項目の有無・追加時期の明示

- 独自項目の追加・変更有無の目視確認が手間 ⇒ ①独自項目の有無 ②当該項目の追加日・履歴 を明示すべき

4. 標準的様式の見直し・改定

- 備考欄に追加する独自項目の増加を懸念 ⇒ 備考欄の活用状況をフォローし、共通事項は標準的様式に含めるべき

* 標準的様式を改定する場合は企業側の準備期間を考慮して早期に公表すべき

5. 標準的様式の改定理由の公表

- 企業が自治体に精査理由を問い合わせると双方に事務負担が発生 ⇒ 自治体のウェブサイトでの公表等に対応すべき

6. 電子化のさらなる推進〈デジタルファースト〉

- 企業が就労証明書を作成・印刷・押印して市役所の窓口へ提出 ⇒ 一連の手続きが電子で完結できれば官民の負担軽減！

今後の検討課題

2 - ⑦. 行政への入札・契約

【総論】

- 行政手続コストの削減目標（事業者の作業時間を**20%以上削減**）の対象に本分野を追加したことを高く評価◎
- 登記事項証明書や納税証明書等の添付書類の省略とともに、行政機関の情報連携による一層の「ワンスオンリー」に期待

【各論】（企業から寄せられた意見）

1. 添付書類のさらなる削減＜ワンスオンリー＞

- 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の納付証明書・加入証明書の取得・提出も企業には負担
⇒ 建設工事・測量における「経営事項審査」（写し）の提出も不要となる仕組みを構築すべき

2. 企業に関する基本情報の重複提出の省略＜ワンスオンリー＞

- 自治体独自の審査事項を定めることの意義は認めるが、企業の基本情報を重複して提出させる意義は乏しい
⇒ 全自治体における統一様式の使用や行政側での単一データベースの参照により、企業側の手続の簡素化を検討すべき

3. 自治体間で共通した事項を記載するフォーマットの統一＜書式・様式の統一＞

- 自治体独自の審査事項を定めることの意義は認めるが、各自治体で同じ情報を記載する書類の様式を変える意義は乏しい
⇒ 競争入札参加審査申請書や委任状（営業所に入札・契約の権限を委任する場合に必要）のフォーマットを統一すべき

4. 政府による電子入札の利用勧奨＜デジタルファースト＞

- 調達手続の簡素化・電子化に向けては、「調達総合情報システム」「電子調達システム」のさらなる利用勧奨が必要
⇒ 各省庁の利用促進に向けた普及啓発・フォローアップを実施すべき